

○ 大阪市競争入札参加停止措置要綱

制 定 平成 7 年 4 月 1 日

最近改正 平成 25 年 3 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、大阪市が発注する工事請負、物品買入等及び業務委託において、大阪市契約規則（昭和 39 年規則第 18 号）第 8 条第 2 項に規定する有資格者（以下「有資格者」という。）に対する競争入札参加停止措置（指名競争入札において指名しない措置を含む。以下「停止措置」という。）等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(停止措置)

第 2 条 契約管財局長は、別に定める大阪市競争入札参加停止措置審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、停止措置を行うものとする。ただし、有資格者が別表第 5 項、第 6 項、第 7 項又は第 10 項に該当するとき、その他契約管財局長が必要ないと認めるときは、委員会の協議を経ることなく当該有資格者について停止措置を行うことができる。

2 前項の停止措置が行われたときは、交通局長、水道局長、病院局長並びに大阪市契約規則第 3 条の規定により市長の契約締結権限を委任された局長等（以下「局長等」という。）は、請負又は買入等に係る契約のため入札参加の承認又は指名を行うに際し、停止措置の期間（以下「措置期間」という。）が満了するまで、当該停止措置に係る有資格者について入札参加の承認又は指名をしないものとする。

当該停止措置を行った有資格者について現に入札参加の承認又は指名をしているときは、入札参加の承認又は指名を取り消すものとする。

(停止措置の基準)

第 3 条 有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者について停止措置を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する停止措置)

第 4 条 契約管財局長は、停止措置を行う場合において、当該停止措置の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を併せ行うものとする。

2 共同企業体について停止措置を行う事由が生じたときは、当該共同企業体の構成員について、当該措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。本市が発注した工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の共同企業体について、停止措置の事由が生じたときは、当該停止措置の原因となった事案について責を負うべき構成員について停止措置を行う。

3 前条又は前 2 項の規定による停止措置に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該措置期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

第 5 条 削 除

(措置期間及びその特例)

第 6 条 措置期間は、当該措置要件に該当する事実を確認した日から起算する。

- 2 有資格者が、同一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって措置期間とする。ただし、当該措置期間は 36 月を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、別表第 2 項第 4 号、第 3 項及び第 4 項が当該措置要件又はその他の措置要件に重複して該当したときは、当該措置期間を合計しないものとする。
- 4 有資格者が、一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなったときの停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。ただし同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。
 - (1) 別表第 3 項又は第 4 項の措置要件に係る停止措置の起算日から 1 年以内に同種の措置要件に該当する事案を発生させたとき 1 月を加算
ただし、停止措置の起算日が同日で別表第 3 項又は第 4 項の措置要件の二に該当したときは、当該措置要件に定める期間の合計に 1 月を加えるものとする。
 - (2) 別表第 5 項、第 6 項又は第 7 項の措置要件に係る措置期間の満了後 3 か年を経過するまでの間に同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき 2 倍（ただし、36 月を限度とする。）
- 5 談合情報を得た場合、又は本市職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について別表第 6 項第 1 号、第 6 項第 2 号又は第 7 項第 1 号の措置要件に該当することとなったときは、当該措置期間を 36 月まで延長することができる。
- 6 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたとき、若しくは情状に応じて別表各項及び前 3 項の規定による措置期間を 2 倍まで延長することができる。ただし、延長後の期間は、通算して 36 月を限度とする。
- 7 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、別表各項及び前 5 項の規定による措置期間を 2 分の 1 まで短縮することができる。
- 8 有資格者が、別表第 6 項の措置要件に係る停止措置に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、当該措置期間を 2 分の 1 とする。
- 9 有資格者が、別表第 6 項に該当し、かつ本条第 2 項から第 7 項までの規定による措置要件に係る停止措置に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは当該措置期間を 2 分の 1 とする。
- 10 措置期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で措置期間を変更することができる。ただし、変更後の期間は 36 月を限度とする。
- 11 措置期間中の有資格者が、合併又は営業譲渡等により、本市入札参加資格の全部又は一部を承継させた場合は、本市入札参加資格を承継した有資格者にも停止措置を適用する。
- 12 措置期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、停止措置を解除するものとする。
- 13 措置期間中の有資格者について、新たに別表各項の措置要件のいずれかに該当することとなったときは、当該要件に定める期間に既に措置されている停止措置の残期間を加

えて措置期間とする。ただし、当該措置期間は36月を限度とする。

(工事事故の報告)

第7条 有資格者は、大阪府内において施工する工事において、事故が生じたときはすみやかに本市に対し報告しなければならない。ただし、一般工事については重大な事故に限る。

2 有資格者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、措置期間を2倍に延長することができる。

(停止措置の通知)

第8条 契約管財局長は、第2条第1項の規定により停止措置を行い、第6条第10項の規定により措置期間を変更し、又は第6条第12項の規定により停止措置を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく書面で通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(停止措置等の公表)

第9条 契約管財局長は、第2条第1項の規定により停止措置を行ったときは、有資格者名、停止措置事由、措置期間等を公表し、第6条第10項の規定により措置期間を変更したときは、変更内容に応じて公表内容を変更し、又は第6条第12項の規定により停止措置を解除したときは、公表を取り下げるものとする。

2 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、入札参加資格の制限を行ったときの公表については、前項の規定を準用する。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 局長等は、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本市事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ緊急の必要がある場合には、措置期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、当該停止措置の原因となった事由が本市工事の死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、又は著しく反社会的な行為の場合は、この限りでない。

3 前項の規定により、措置期間中に随意契約を締結した場合には、当該有資格者の措置期間を延長することができる。

(下請等の禁止)

第11条 局長等は、措置期間中の有資格者が本市の契約の全部又は一部の下請けをし、若しくは受託をすることを承認しないものとする。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第12条 契約管財局長は、停止措置を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第13条 当該有資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、契約の相手方としてふさわしくないと認められるときは、当該有資格者について停止措置を行うものとする。

2 有資格者として登録している者が提出した「営業所所在地等報告書」に記載されてい

る所在地に、営業所が存在せず、かつ、本店等と連絡がつかない場合は、前項の規定を準用する。

(再度入札の際の取り扱い)

第 14 条 事情聴取の結果及び工事費内訳書の内容により、入札参加者が入札価格又は入札意思について相談を行ったこと、独自に入札価格・工事費内訳を決定しなかったこと、若しくは落札者が決定する前に他の入札参加者に対して入札価格・工事費内訳書を意図的に開示したとして、又はその可能性が高いと判断されるとして、当該入札を中止し、又は入札結果を無効とした場合、当該入札参加者の全部又は一部を当該入札の再度入札に参加させないことができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、契約管財局長は、委員会の協議を経て措置を決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名留保基準(昭和 61 年 4 月 1 日施行)に基づき指名留保を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱(平成 7 年 4 月 1 日施行)に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条第 4 項の規定による特例措置は、平成 16 年 4 月 1 日以降に誓約書が提出されたものについて適用し、この要綱の規定にかかわらず、既に誓約書が提出されているものについては、従前の例による。
- 3 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱(平成 13 年 4 月 1 日施行)に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱(平成 16 年 4 月 1 日施行)に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱(平成 17 年 4 月 1 日施行)に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市競争入札指名停止措置要綱第 11 条の規定は、この要綱の施行の日以後に締結された契約について適用する。
- 3 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 19 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大阪市競争入札指名停止措置要綱別表第 2 項第 1 号の規定は、この要綱の施行の日以後に措置要件に該当する場合について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 22 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の大阪市競争入札指名停止要綱に基づき指名停止を受けている者の指名停止期間については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 23 年 9 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の大阪市競争入札指名停止要綱（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づき指名停止を受けているものは、この要綱の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

別表

措 置 要 件	措置期間
<p>1 過失による粗雑な契約の履行等</p> <p>(1) 本市契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）</p> <p>(2) 本市発注工事に係る工事成績評定及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る成績評定が不良であると認められるとき</p> <p>ア 工事成績評定点が 60 点未満のとき</p> <p>イ 建設コンサルタント等業務委託（建築及び建築設備工事に係る設計業務、工事監理委託業務）に係る成績評定点が 60 点未満のとき</p> <p>ウ 建設コンサルタント等業務委託（イを除く建設コンサルタント等業務）に係る成績評定点が 55 点未満のとき</p> <p>(3) 本市発注工事に係る施工管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>(4) 大阪府内で履行される公共契約で前 2 号に掲げるもの以外のものの履行に当たり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき</p>	<p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p>
<p>2 契約違反等</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を締結後契約を履行せず解除がなされたとき</p> <p>(2) 正当な理由がなく、落札決定（随意契約による業者決定を含む）後契約を締結しなかったとき</p> <p>(3) 正当な理由がなく、開札後落札決定前に候補者を辞退したとき</p> <p>(4) 本市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき</p> <p>(5) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 遅延が 1 月以内のとき</p> <p>イ 遅延が 1 月を超えるとき</p> <p>(6) 物品の納入等について減価採用したとき</p>	<p>12 月</p> <p>6 月</p> <p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p> <p>2 月</p> <p>1 月</p>
<p>3 公衆損害事故</p> <p>(1) 本市発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、または損害を与えたとき</p> <p>ア 重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき</p> <p>イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき</p> <p>(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき</p>	<p>3 月</p> <p>2 月</p> <p>2 月</p>
<p>4 工事等関係者事故</p> <p>(1) 本市発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき</p> <p>ア 重大な事故を生じさせたとき</p>	<p>2 月</p>

イ 負傷者を生じさせたとき	1 月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	1 月
5 贈賄	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」という。）又はその使用人（役員等以外の者又は当該有資格者との雇用関係の有無に関わらずこの項に掲げる行為に関与したと認められる者（以下「使用人等」という。）が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	24 月
(2) 前号に掲げる者が、本市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12 月
イ 使用人等	6 月
6 独占禁止法違反行為	
(1) 本市契約に関連し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である法人の役員若しくは使用人等又は有資格者である個人若しくはその使用人等が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）	24 月
(2) 前号に掲げるもののほか、本市契約に関連し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	12 月
(3) 本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき	12 月
(4) 前号に掲げるもののほか、一般契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	6 月
7 刑法上の談合等	
(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が本市との契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	24 月
(2) 前号に掲げる者が一般契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 役員等	12 月
イ 使用人等	6 月
8 虚偽記載	
(1) 本市契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札に関する調	

<p>査資料に虚偽の記載（電子入札での場合を含む。）をし、または、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	
<p>ア 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの</p>	4月
<p>イ ア以外のもの</p>	3月
<p>(2) 定期又は随時の本市入札参加資格申請時において、入札参加資格申請書、添付書類等に入札参加資格に関わる事項について、故意又は過失により虚偽の記載（電子申請での場合を含む。）をしていたとき</p>	1～24月
<p>9 暴力行為等</p>	
<p>有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本市職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき</p>	12～24月
<p>10 建設業法違反行為</p>	
<p>建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	
<p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人等が、本市契約（本項においては下請け契約も含む。）に関連して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	12月
<p>(2) 前号に掲げる者が、一般契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	
<p>ア 役員等</p>	6月
<p>イ 使用人等</p>	3月
<p>(3) 本市契約に関連して建設業法の規定に違反して行政処分をうけたとき</p>	
<p>ア 営業停止処分</p>	5月
<p>イ 指示処分</p>	4月
<p>(4) 一般契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき</p>	
<p>ア 営業停止処分</p>	3月
<p>イ 指示処分</p>	2月
<p>(5) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき</p>	
<p>ア 営業停止処分</p>	4月
<p>イ 指示処分</p>	3月
<p>11 その他の法令違反</p>	
<p>(1) 業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	1～12月
<p>(2) 前各項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	1～12月

12 不正又は不誠実な行為	
(1) 工事請負等競争入札参加者心得に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	
ア 談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど本市職員の指示に従わないとき	12月
イ アに掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12月
(2) 第12条に定める警告等を受けた場合において、同一年度内に当該警告等の原因となった行為を再び行ったとき	1～12月
(3) 本市に登録している営業所が不適切と認められた場合において、本市から改善の指示を受けたにもかかわらず改善措置を講じないとき又は改善の指示の受け取りを拒否したとき	1～12月 ただし、措置期間を経過し、かつ、改善が認められるまで
(4) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、その他契約の相手方として不適当であると認められるとき	1～12月
(5) 大阪市暴力団排除条例の規定に従わないとき	
ア 同条例第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき	3月
イ 同条例第9条第2項の規定に基づく報告を本市にしなかったとき	2月